

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請審査手数料

建物の区分		省エネ性能の判断					適合証添付
		標準計算法	仕様・計算併用法	誘導仕様基準	標準入力法	モデル建物法	
A一戸建の住宅	200㎡未満	32,100	24,000	16,800			5,100
	200㎡以上	35,600	26,500	18,100			5,100
B共同住宅等※1	300㎡未満	63,500	47,000	30,800			9,550
	300㎡以上2,000㎡未満	106,000	78,300	52,700			19,400
	2,000㎡以上5,000㎡未満	179,000	136,000	94,500			41,600
	5,000㎡以上	256,000	198,000	143,000			73,900
C非住宅	300㎡未満				208,000	79,900	9,550
	300㎡以上1,000㎡未満				262,000	102,000	16,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満				335,000	133,000	25,400
	2,000㎡以上5,000㎡未満				478,000	216,000	73,900
	5,000㎡以上10,000㎡未満				588,000	281,000	116,000
	10,000㎡以上25,000㎡未満				696,000	338,000	147,000
	25,000㎡以上				793,000	396,000	183,000
D複合建築物		住宅部分のみ…B 非住宅部分のみ…C 建築物全体…B+C					
変更認定申請		申請に係る建築物の床面積に応じた手数料に1／2を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て)					

※1 設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算定において、共用部分を評価しない方法による場合は、手数料算定に用いる床面積は共用部分の床面積を除く床面積とする。

※2 建築確認審査の申出がある場合は、手数料条例の規定により算定した建築確認申請手数料の額を加算する。